

**9. 平成24年度北上市宅地造成事業
特別会計歳入歳出決算書**

認定第9号

平成24年度北上市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度北上市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月5日提出

北上市長 高橋敏彦

平成24年度 宅地造成事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1 財産収入		456,252,000	99,462,315
	1 財産売払収入	456,252,000	99,425,000
	2 財産貸付収入	0	37,315
2 諸 収 入		90,000	573,040
	1 雑 入	90,000	573,040
歳 入	合 計	456,342,000	100,035,355

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
99,462,315		0	△356,789,685
99,425,000		0	△356,827,000
37,315		0	37,315
573,040		0	483,040
573,040		0	483,040
100,035,355		0	△356,306,645

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 事 業 費		7,167,000
	1 事 業 費	7,167,000
2 予 備 費		17,085,000
	1 予 備 費	17,085,000
3 繰上充用金		432,090,000
	1 繰上充用金	432,090,000
歳 出 合 計		456,342,000

歳入歳出差引歳入不足額 335,888,974円
 このため翌年度歳入繰上充当額 335,888,974円

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
3,834,382		3,332,618	3,332,618
3,834,382		3,332,618	3,332,618
0		17,085,000	17,085,000
0		17,085,000	17,085,000
432,089,947		53	53
432,089,947		53	53
435,924,329		20,417,671	20,417,671

平成24年度 宅地造成事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書

歳 入

款項目	科 目 名	予 算				現 額	
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当額	計	節	
						区 分	金 額
1	財産収入	24,162,000	432,090,000		456,252,000		
	1 財産売払収入	24,162,000	432,090,000		456,252,000		
	1 不動産売払収入	24,162,000	432,090,000		456,252,000		
						1 土地売払収入	456,252,000
2	財産貸付収入	0			0		
	1 不動産貸付収入	0			0		
						1 土地貸付収入	0
2	諸 収 入	90,000			90,000		
	1 雑 入	90,000			90,000		
	1 雑 入	90,000			90,000		
						1 雑 入	90,000
歳 入 合 計		24,252,000	432,090,000		456,342,000		

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
99,462,315	99,462,315		0	
99,425,000	99,425,000		0	
99,425,000	99,425,000		0	
99,425,000	99,425,000		0	
37,315	37,315		0	
37,315	37,315		0	
37,315	37,315		0	
573,040	573,040		0	
573,040	573,040		0	
573,040	573,040		0	
573,040	573,040		0	一般雑入 9,000 下水道受益者負担金収入 564,040
100,035,355	100,035,355		0	

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		100,035 ^{千円}
2. 歳 出 総 額		435,924
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		△335,889
4. 翌年度へ繰越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支 額		△335,889
6. 実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		